

◎新潟県告示第768号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成29年6月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
新潟市西区の工業系用途地域	新潟市西区緒立流通1丁目の一部 新潟市西区緒立流通2丁目の一部 新潟市西区亀貝の一部 新潟市西区小新の一部 新潟市西区善久の一部 新潟市西区的場流通1丁目の一部 新潟市西区的場流通2丁目の一部 新潟市西区山田の一部 新潟市西区流通1丁目の一部 新潟市西区流通2丁目の一部 新潟市西区流通3丁目の一部 新潟市西区流通センター1丁目の一部 新潟市西区流通センター2丁目の一部 新潟市西区流通センター3丁目の一部 新潟市西区流通センター4丁目の一部 新潟市西区流通センター5丁目の一部 新潟市西区流通センター6丁目の一部	平成29年6月7日